

基礎・境界ソサイエティと NOLTA ソサイエティの共同運営における調達運用規程

(2018年12月6日 制定)

(2019年4月25日 一部改正)

本規程は、理事会制定「調達手続き」および「ソサイエティ規程」に基づき、基礎・境界ソサイエティ（以下、ESS）と NOLTA ソサイエティ（以下、NLS）の共同運営における調達運用について定めることを目的とする。

第1章 総則

- 第1条 ESS-NLS 共同運営における予算執行に係る事項の判断権限および最終責任は、ESS 会長に帰する。
- 第2条 ESS 会長は、予算執行の判断権限ならびに契約手続きの決裁権限（以下、執行・決済権限）を他の者に委譲した場合においても、権限委譲した事項について被権限委譲者の権限の行使に対して最終責任を負う。
- 第3条 予算執行にあたり契約行為等が発生する場合には、理事会が制定する「責任委任項目・稟議項目」に従い ESS 会長が決裁する。
- 第4条 物品等の調達を行う場合には、理事会が制定する「調達手続き」に従って手続を進める。

第2章 権限委譲

- 第5条 ESS 会長は、下記条件にあてはまる場合には、その支出の権限について、NLS 会長に委譲できる。また、NLS 会長は、権限委譲された支出のうち、下記イ)～カ) について、その執行・決裁権限を下記のとおり委譲できる。
- ア) NLS に割り当てられた予算執行の内、1件100万円未満（税込）の特定資産による支出予定については、NLS 会長に委譲できる。
- イ) NOLTA ソサイエティ運営規程第4条の各委員会（以下、NLS の各委員会）に割り当てられた予算の執行の内、1件10万円未満（税込）の支出予定については、NLS の各委員会の委員長に委譲できる。
- ウ) 1件10万円未満（税込）の「その他の事業費」に関わる支出予定については、被権限委譲者および権限委譲について、その都度 NLS 運営委員会にて承認を受け、共同運営委員会にて報告することにより、NLS 内の当該事業責任者に委譲できる。
- エ) 1件100万円未満（税込）の「その他の事業費」に関わる支出予定については、被権限委譲者および権限委譲について、その都度共同運営委員会にて承認を受けることにより、NLS 内の当該事業責任者に委譲できる。
- オ) 国際会議及び国内会議（第二種研究会も含む）に関する支出については、会議計画趣意書内に執行・決裁に関する被権限委譲者を記載し、NLS 運営委員会で審議決定の後、共同運営委員会にて承認を受けることで権限委譲できる。なお、計画趣意書を提出しない会議については、会議開催毎に、会議予算執行・決裁権限委譲申請書を提出し、NLS 運営委員会での審議決定の後、共同運営委員会にて承認を受けることで権限委譲できる。

カ) 上記以外の予算執行において権限委譲が必要となる場合には、共同運営委員会にて承認を受けることにより委譲できる。

第3章 補則

第6条 本規程の改廃については、共同運営委員会の承認を必要とする。

附則 本規程は2018年12月6日から施行する。

附則 本規程の2019年4月25日改正は、2019年6月6日から施行する。